



# 各論「財務」に関する 内閣府からの説明

# 大学院大学構想時の議論

## 「沖縄科学技術大学院大学の枠組み案」(沖縄科学技術大学院大学評議会(内閣府有識者会合))(2003年11月)

### (沖縄に大学院大学を設置する理由)

- 新たな大学院大学の必要性：科学技術は融合的分野において発展しており、その一つが生命の機構の解明である。融合的分野では高度の教育を受けた人材の必要性がより大きい。一方、既存の大学では学問分野間の壁が高く、特に生命科学においては研究者が種々の学部に分属していることもあって、融合的な研究・教育が行ないにくい。そこで新しい大学をつくる必要がある。
- 大学院大学を沖縄に設置する理由：沖縄はアジアの主要都市から近く、交流の拠点としての歴史があり、国際的な大学の所在地としてふさわしい。一方、沖縄の経済的自立には科学技術に基づく新産業を育てる必要がある。国は沖縄の事情に鑑み、投資する必要がある。

### (大学院大学の目的)

- 世界の科学技術の発展に貢献する
- 沖縄をアジア太平洋地域の先端的頭脳集積地域とする

### (研究・教育グループの組織)

- 想定される一つのシナリオとして、教員数50人くらいで開学する。研究の観点からは必要な教員数を決めるのは困難だが、教育の観点からは、教員数200人で各コア・ディシプリンの主要な部分をカバーでき、230人で特色を出しつつバランスの取れた博士教育を実施でき、300人いれば将来の社会や学問の変化にかなり柔軟に対応することが可能である。最適な規模については、今後さらに検討する。(略) 運営費は教員一人当たり約1億円から100万ドルの研究費プラス中央管理設備費、管理費、施設維持費などの他の経費を想定。

### (教員の採用)

- 設立当初にトップクラスの研究者を採用することが重要であり、専攻分野や年齢よりも研究能力で選考する。優秀な教員の採用のため、研究環境を整えるとともに、他の国の一流大学と競争できる条件を提示する。新規採用者には3~5年のスタートアップ・パッケージを与える。スタートアップ期間終了後は競争的資金を獲得することが期待されるが、大学も独自の研究資金を用意する。

# 大学院大学構想時の議論

## 「新大学院大学の青写真」取りまとめ

(沖縄科学技術研究基盤整備機構の運営委員会) (2008年7月)

- 世界最高水準の大学院大学となるためには、長期にわたる政府による高水準の財政支援が不可欠であり、特別の財政支援の仕組みの検討(国際的評価の確立状況を考慮する必要)を要請する。
- 国の特別の財政支援に伴い、税金の効率的・効果的な使用について説明責任・透明性の確保の仕組み(事業計画・成果の審査、報告徴収、是正措置、財務諸表の公開、外部監査、監事の任命等)が必要。

## 関係閣僚申し合わせ

(官房長官、沖縄及び北方担当相、科学技術担当相、財務相、文部科学相) (2008年12月)

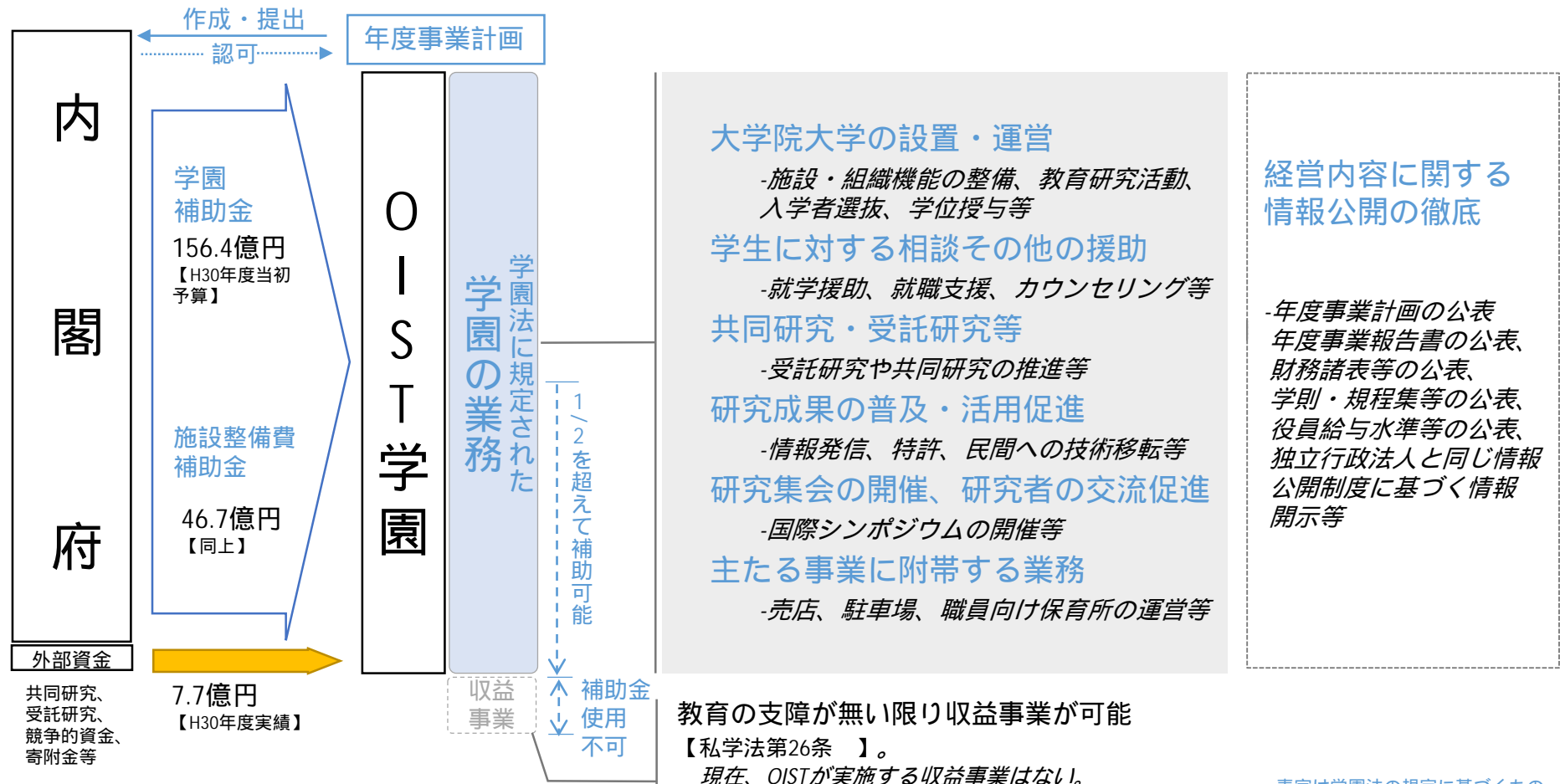
- 法人に対する財政支援の制度(内閣府において、所要の予算措置を講じ、設立から一定期間については、教育研究の水準の向上・自立的な経営への移行を促すための支援を行う。支援の在り方については、適切な時期に、国際的な評価の確立状況等を踏まえて検証。)を設け、必要に応じて見直し等を行うこととする。
- 法人の業務運営について、高い透明性及び国民に対する説明責任が果たされる仕組みを設ける。国による財政支援の目的も踏まえ、必要に応じて有識者の知見も活用しつつ確認・評価を行う。その際、大学院大学の教育研究の特性に配慮する。

## 「沖縄科学技術研究基盤整備機構中期目標(OIST開学時の姿)」(2009年4月)

- 開学時には経常的経費の大部分が国の補助金により措置されることが見込まれるが、将来の自立的経営に向け、外部資金の充実に戦略的に取り組む。
- 法人の業務運営について関係法令に基づき積極的な情報提供を行い、高い透明性を確保し、税金の効率的・効果的な使用について、国民に対する説明責任が果たされるよう努める。
- 理事会が決定し主務大臣が認可する事業計画に基づき事業を実施する。実施状況については、自主的に点検・評価を行うとともに、主務大臣に報告するものとする。主務大臣においては、必要に応じて有識者の知見も活用しつつ、実施状況の確認・評価を行う。

# 学園法における沖縄科学技術大学院大学への財政支援の仕組み

- u 学園法に規定する**法人の業務全般に対する補助が可能**【第3条 & 第8条】。
- u 法律上の補助率の上限はなく、**2分の1を超えての補助も可能**【第8条】。
- u 確実かつ適切な学園の業務運営を確保するために、**年度事業計画の作成・内閣総理大臣からの認可を義務化**【第9条】するとともに、**情報公開の徹底し業務運営に関する透明性を確保**（努力義務）【第3条】。



# 補助金の執行と管理の流れ

## 内閣府

## OIST

(年度開始前)  
事業計画の認可

4月 補助金交付

事業実施状況の確認

四半期毎の内閣府とOISTの定例協議会の開催  
月次の予算執行状況報告の確認  
四半期毎の施設整備の事業状況報告の確認  
その他事務レベルでの連携・情報交換  
(必要な場合は、報告徴収、質問、検査等を文部科学大臣に要請【学園法第8条】)

~3月末 繰越額・不要額の確定

(年度終了後)  
予算執行の適切性・有効性の検証

行政事業レビュー

適宜、会計検査院の検査

翌年度予算案等に反映

年度開始  
30日前迄

計画策定

公表

翌年度事業計画の作成

・収支予算書  
予定貸借対照表  
(当年度及び  
翌年度分)  
予定損益計算書  
(当年度及び  
翌年度分)  
とともに提出  
【学園法第9条  
&施行規則第2条】

事業実施

OIST内での  
執行管理

・事業の実施状況  
の報告

監査

監事

会計検査院

実地検査等

自己評価・決算処理等

公表

年度終了  
3か月以内

・事業報告書の作成  
・監事報告書の作成  
・財務書類の作成

【私立学校法第47条、学園  
法第12条 &施行規則第6条】  
(年度終了後2ヶ月以内)

会計監査

公認会計士または監査法人

# OIST関連予算額の推移

2011年11月  
OIST設立

2012年9月  
OIST開学

2014年7月  
枠組み文書 策定

2018年2月  
第1回学位記授与式

Lab3整備

Lab4整備

Lab5整備

(億円)

250

200

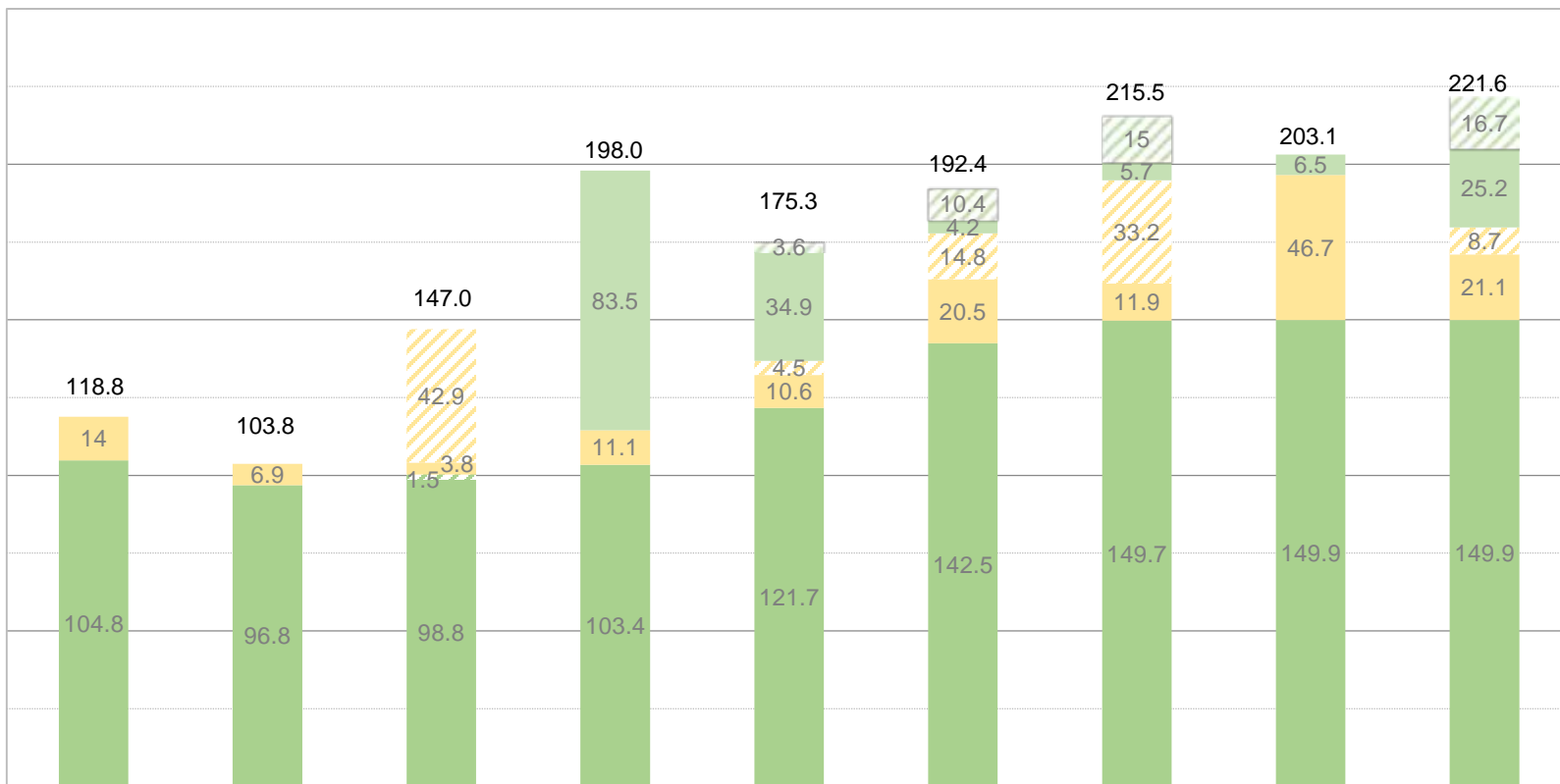
150

100

50

0

- 一時的経費(補正)
- 一時的経費(当初)
- 施設整備費(補正)
- 施設整備費(当初)
- 経常的経費(補正)
- 経常的経費(当初)



2011年度

2012年度

2013年度

2014年度

2015年度

2016年度

2017年度

2018年度

2019年度

P I	34.5	51	51	51	55	60	65	70	75
学生	-	33	52	78	99	125	145	168	-

(備考) 1. 各年度の予算額は、当該年度予算額 + 前年度補正予算額としてグラフ化。

2. P Iの数は、予算算定上の定員。 3. 学生数は年度末時点の人数。